

深草京しみず負担月額概算表(平成29年10月改定)

利用者負担段階	高額介護サービス費負担上限額	食費	居住費	その他実費	概ねの負担月額
第1段階 市民税世帯非課税で、老齢福祉年金を受給されている方など	15,000円/月	9,000円/月 (300円/日)	24,600円/月 (820円/日)		57,600円
第2段階 市民税世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下である方など	15,000円/月	11,700円/月 (390円/日)	24,600円/月 (820円/日)	3,000円/月(教養娯楽費)	60,300円
第3段階 市民税世帯非課税で、第1段階、第2段階に該当されない方など	24,600円/月	19,500円/月 (650円/日)	39,300円/月 (1,310円/日)	3,000円/月(日用品費) 3,000円/月(オヤツ費)	92,400円
第4段階 世帯に市民税の課税者がおられる方 現役並み所得 世帯に課税所得145万円以上の第1号被保険者がおられる方	44,400円/月	42,000円/月 (1,400円/日)	90,000円/月 (3,000円/日)	※上記、各100円/日	167,220円 ～188,400円

※ 上記は高額介護サービス費及び特定入所者介護サービス費(食費・居住費の低減)の申請をされた方の負担額になります。

京都市内在住の方は、受領委任払い制度に基づき、基準額を超えない範囲での請求となります。

※ 各種加算、実費負担、介護保険負担割合によって、上記金額は変動する場合があります。